

生活保護を受けている方に対する 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の 取扱いについて、ご協力のお願い

平成27年4月1日から、生活保護を受けている方に対しては、後発医薬品の使用を促された場合には、原則として後発医薬品を使用していただくことになっています。

【生活保護を受けている方へのご対応】

生活保護を受けている方に対する処方について、後発医薬品の処方が可能な場合には、以下に示した取組の内容をご説明の上、原則として後発医薬品を処方していただくようお願いします。

生活保護における後発医薬品に関する取組内容

- ① 後発医薬品は品質や効き目、安全性が、先発医薬品と同等であるとして、厚生労働大臣が製造販売の承認を行っています。
- ② 医療財政の健全化を図るため、行政や医療保険など国全体で後発医薬品の普及に取り組んでいます。
- ③ 生活保護を受けている方で、医師が後発医薬品の使用が可能であると判断した場合は、原則として使用をお願いします。

※ 処方医が後発医薬品の使用を不可としている場合は対象外になります。

<参考> 生活保護法

第34条第3項 前項に規定する医療の給付のうち、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品（薬事法（昭和35年法律第145号）第14条又は第19条の2の規定による製造販売の承認を受けた医薬品のうち、同法第14条の4第1項各号に掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有すると認められたものであつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を使用することができるものと認めたものについては、被保護者に対し、可能な限り後発医薬品の使用を促すことによりその給付を行うよう努めるものとする。

お問い合わせ先

姫路市福祉事務所 生活援護室 医療担当

電話(079)221-2322

FAX (079)221-2429